

# (介護予防)短期入所療養介護重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

## 1. 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 久和会
代表者名	理事長 和田 達郎
所在地・連絡先	佐賀県神埼市神埼町神埼293
	0952-52-2021

## 2. 事業所(ご利用施設)

施設の名称	介護医療院 和田記念病院
所在地・連絡先	佐賀県神埼市神埼町尾崎3780
	電話番号:0952-52-5521 FAX:0952-52-5567
事業所番号	41B2000013
施設長の氏名	田中 一雄

## 3. 施設の目的及び運営方針

### (1)施設の目的

・介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

### (2)運営方針

①長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、により、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

②入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。

③明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・その他介護保険施設、又は医療福祉サービス等を提供する事業者との連携に努めるものとする。

#### 4. 施設の概要

##### (1) 構造等

敷地		
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	4,229.97 m <sup>2</sup>
定員	入所定員(ショートステイ含む)	60名
	通所定員(1日あたり)	19名

##### (2) 療養室

療養室の種類	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
四人部屋	15	32.72 m <sup>2</sup> ( 8 m <sup>2</sup> )	ナースコール設置

##### (3) 主な設備

設備	室数	備考
食堂・談話室	1	共用
機能訓練室	1	病院との共用
浴室	1	一般浴槽・リフト浴
診察室・処置室	1	病院との共用
トイレ	2	身体障害者用トイレ設置

#### 5. 施設の職員体制

従業者の種類	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	2		1	指揮監督・医療等
・看護職員	10		1	医療に関する業務等
・薬剤師	1			服薬管理・指導等
・介護職員	9	1	1	介護業務等
・支援相談員	1			生活指導・相談業務等
・理学療法士 ・作業療法士	4			理学療法 作業療法等
・管理栄養士	1			栄養指導・栄養管理等
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成等
・事務職員	3			事務手続き・事務処理等
・その他				調理・機能訓練等

## 6. 施設サービスの内容と費用

### ア サービス内容

種類	内容
食事	(食事時間) 朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時30分～ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
医療・看護	医師により、週に1回定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。ただし、当施設では行えない処置(透析等)や手術、その他病状が著しく悪化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士・作業療法士により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。
離床・整容等	毎食後に口腔ケアを行います。 寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。 週に1回、シーツ交換を行います。
レクリエーション等	地域行事に参加する他、季節に合った行事を計画します。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
理美容	2ヶ月1回、理美容サービスをご利用いただけます。
(介護予防)短期入所療養介護計画の作成	担当の介護支援専門員が、利用者の直面している問題等を評価し、利用者・家族の希望を踏まえて、(介護予防)短期入所療養介護計画案を作成します。また、作成した(介護予防)短期入所療養介護計画案については、利用者及び家族に対して説明し、同意をいただき、(介護予防)短期入所療養介護計画書を交付します。

## イ 費用

### 【介護保険適用分】

介護保険制度では、原則として利用料の1割が利用者負担となります。以下は1日あたりの自己負担分です。但し、自己負担の割合は所得や介護保険料の滞納等により異なる場合があります。

#### (1)施設利用料(1日につき)

要支援1	610円
要支援2	760円
要介護1	817円
要介護2	916円
要介護3	1,129円
要介護4	1,221円
要介護5	1,302円

(2)療養食加算(1食につき) 8円

#### (3)夜間勤務等看護(1日につき)

①夜間勤務等看護(Ⅰ)	23円
②夜間勤務等看護(Ⅱ)	14円
③夜間勤務等看護(Ⅲ)	14円
④夜間勤務等看護(Ⅳ)	7円

#### (4)サービス提供体制強化加算(1日につき)

①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円
②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円
③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円

(5)緊急短期入所受入加算(1日につき) 90円

(6)若年性認知症入所者受入加算(1日につき) 120円

(7)送迎加算(片道につき) 184円

(介護予防の方は、片道 134円)

(8) 緊急時施設療養費

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 緊急時治療管理(1日) | 518円       |
| ② 特定治療        | 医療点数 × 10円 |

(9) 認知症専門ケア加算(1日につき)

- |                |    |
|----------------|----|
| ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 3円 |
| ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 4円 |

(10) 特別診療費

- |                   |      |
|-------------------|------|
| ① 感染対策指導管理(1日につき) | 6円   |
| ② 褥瘡対策指導管理(1日につき) | 6円   |
| ③ 重度療養管理(1日につき)   | 123円 |
| ④ 医学情報提供          |      |
| イ 医学情報提供(Ⅰ)       | 220円 |
| ロ 医学情報提供(Ⅱ)       | 290円 |
| ⑤ 理学療法(1回につき)     |      |
| イ 理学療法(Ⅰ)         | 123円 |
| ⑥ 作業療法(1回につき)     | 123円 |
| ⑦ リハビリ計画策定        | 480円 |
| ⑧ 摂食機能療法(1日につき)   | 208円 |

(11) 介護職員処遇改善加算(1月につき)

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数 × 36/1000 |
|-----------------|-----------------|

【利用者自己負担分】

(12)食費(1日につき)

第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	300円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入と非課税年金収入(遺族年金・障害年金)が80万円以下の人	390円
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない人(年金収入等80万超120万円以下)	650円
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない人(年金収入当120万超)	650円
第4段階	・市町村民税世帯課税の人	1,445円

\*食費・・・1日 1,445円(・朝食 405円 ・昼食 520円 ・夕食 520円)

(13)居住費(1日につき)

			R7年8月より
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	0円	0円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入と非課税年金収入(遺族年金・障害年金)が80万円以下の人	430円	430円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない人	430円	430円
第4段階	・市町村民税世帯課税の人	437円	697円

(14)その他の料金

- ①病衣:日額 50円
- ②理美容代 1,000円 (2ヶ月に1回)
- ③日用品費 別紙参照
- ④記録閲覧時のコピー代 実費

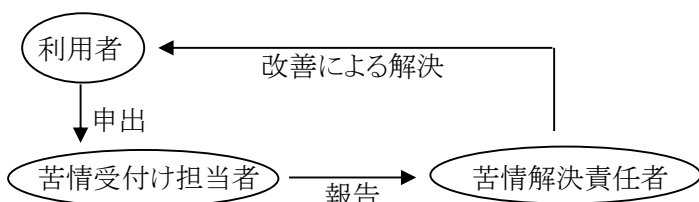
7. 利用料のお支払方法

- ・毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、基本的に現金とさせていただきます。
- ・お支払いは9時～18時の間にお願いします。(祝日・日曜はお支払いできません。)
- ・領収書は再発行ができませんので大切に保管してください。

8. 非常災害時の対策

消防設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置、避難器具等
消防訓練	年2回
防火管理者	川島 直喜

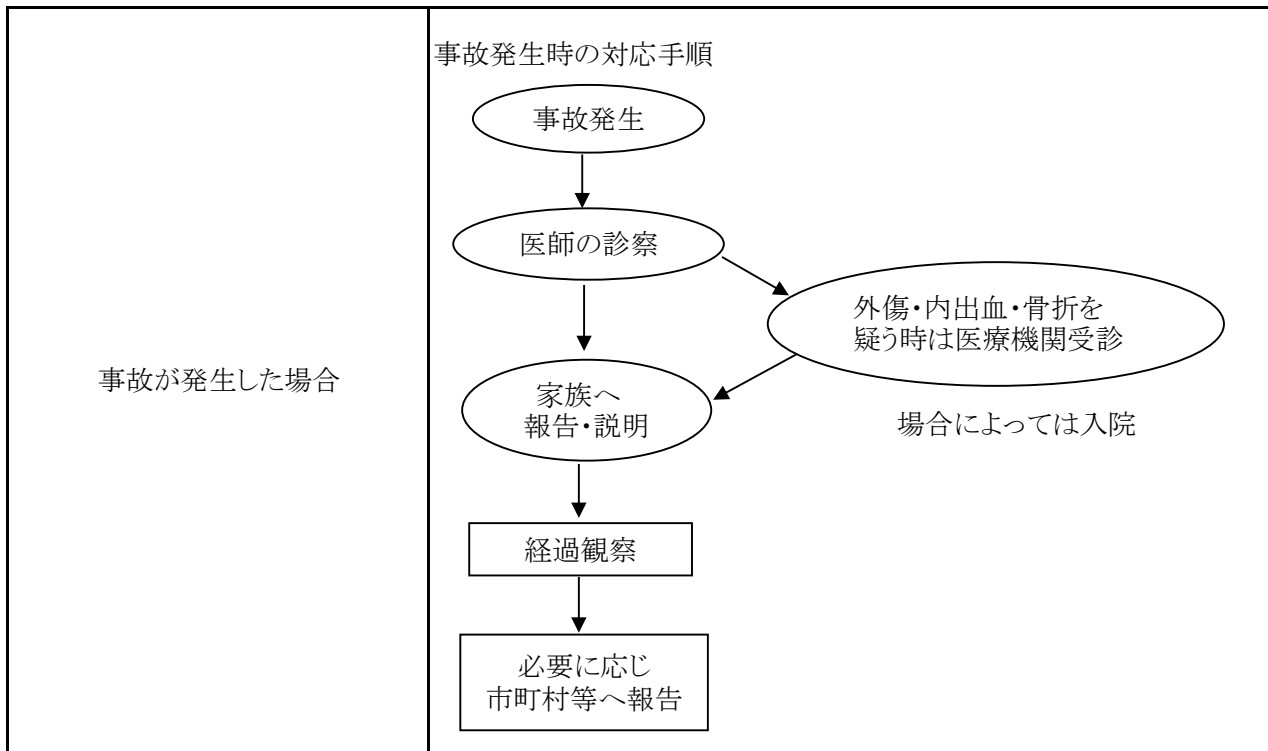
9. サービス内容に関する苦情相談窓口

相談窓口	<p>担当責任者 小林 秀紀(事務長) 窓口担当者 淡河 一之(支援相談員) ご利用時間 9:00～18:00 ご利用方法 電話 0952-52-5521 面接 相談室 ご意見箱 玄関に設置</p> <p>苦情処理手順</p>  <pre>graph TD; User((利用者)) -- 申請 --&gt; Reception((苦情受け付け担当者)); Reception -- 報告 --&gt; Resolution((苦情解決責任者)); Resolution -- 改善による解決 --&gt; User;</pre>
------	---

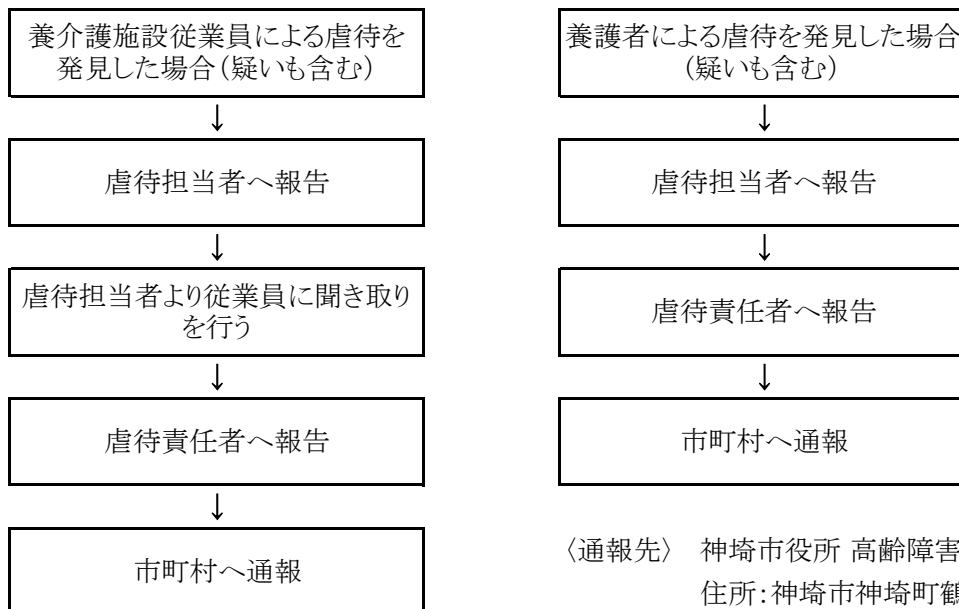
その他の苦情相談窓口

相談窓口	佐賀中部広域連合 電話 0952-40-1131
	佐賀県国民健康保険団体連合会 電話 0952-26-1477

10. サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに下記の手順で対応致します。



11. 高齢者虐待を発見した場合は、下記の手順にて対応します。



〈通報先〉 神崎市役所 高齢障害課  
 住所: 神崎市神埼町鶴3542番地1  
 電話: 0952-37-0111  
 窓口時間: 8:30~17:15



## 12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	介護医療院和田記念病院
評価結果の開示状況	無

## 13. 協力医療機関

医療機関	名称	和田記念病院
	住所	佐賀県神埼市神埼町尾崎3780
	電話番号	0952-52-5521
歯科	名称	鶴田歯科医院
	住所	佐賀県佐賀市川久保町大字川久保2494-1
	電話番号	0952-71-8065

## 14. 施設利用にあたっての留意事項

面会	※別紙参照
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず行き先と帰所日時を前日までに職員に申し出て下さい。</li> <li>外出から帰所する時間に変更がある場合は、早めにご連絡下さい。ご連絡が遅いと食事の準備が出来ない事や、すでに食事を準備している事があります。ご連絡が遅く食事を準備した場合は、食べられなくても食事代をご請求させていただきます。</li> </ul>
所持金品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>所持品、備品の持ち込みは、最低限度とします。(刃物・ハサミ・針・ライター等は持ち込み禁止です)</li> <li>金銭、貴重品の管理は当施設では行いません。(お金を持たれる場合は2千円以内でお願いします)</li> <li>電気製品を持ち込み、持ち帰られる場合は事務所までご連絡下さい。</li> </ul>
食品の持込	<ul style="list-style-type: none"> <li>生もの、日持ちしないもの、喉に詰まりやすいものは避けるようにして下さい。</li> <li>食品を持ってこられた場合は職員にお預け下さい。</li> <li>食品を他の利用者の方に配るのはご遠慮下さい。</li> </ul>
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品の持込は院長の許可がいりますので、持ってこられた場合は、看護職員へお預け下さい。</li> <li>入所後は効果は同じでも違う名前の薬(ジェネリック医薬品)を使う場合があります。</li> </ul>
他科受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>ショートステイ利用中は保険適用の為、みだりに医療機関の診察を受ける事ができません(歯科を除く)。他の医療機関を受診される場合は、必ずご連絡下さい。</li> </ul>
設備・備品の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備、備品の利用は本来の用法に沿って利用できますが、これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償を求めることがあります。</li> </ul>
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内での宗教活動及び政治活動は禁止します。</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止します。</li> </ul>